

知床五湖の利用のあり方協議会 設置要領（案）

（名称）

- 1 この会議は、「知床五湖の利用のあり方協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

- 2 協議会は、知床国立公園知床五湖地区に利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、知床国立公園知床五湖地区利用適正化計画の策定及び変更について協議するとともに、同計画に基づく各種活動について関係者の協力の下、円滑に実施することを目的とする。

（協議会の活動）

- 3 協議会は、次に掲げる事項の検討・実施を行う。
 - （1）利用適正化計画の策定及び変更に関する事項
 - （2）ヒグマ対処法引率者（仮称）の養成、認定等に関する事項
 - （3）その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

（構成員等）

- 4（1）協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする者（関係行政機関、関係団体等であって別紙に定める者）により構成する。
 - （2）構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - （3）協議会は、専門的な助言を得るために、協議会に構成員以外の専門家や関係機関の参画を求めることができる。

（部会）

- 6 協議会は、協議の効率的運営を図るため、部会を置くことができる。

（事務局）

- 7（1）協議会の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、北海道網走支庁及び斜里町の三者が共同で行う。
 - （2）協議会の議事は、事務局が進行する。

（情報公開）

- 8 協議会は公開で開催し、会議資料、会議録等もインターネットにより公開

する。ただし、協議会の開催等は、希少な野生動植物種の保護その他の理由によりやむを得ない事由がある場合は非公開とすることができる。

（改正）

9 この要領は、構成員の発議により、協議会での合意を得て改正することができる。

（附則）

10 この要領は平成21年 月 日より施行する。

構成員

ウトロ自治会
ウトロ地域協議会
(財)自然公園財団知床支部
斜里バス(株)
知床エコツーリズム推進協議会
知床温泉旅館協同組合
知床ガイド協議会
(財)知床財団
NPO 法人知床斜里町観光協会
しれとこ・フォーラム21
知床民宿協会
ユートピア知床
環境省釧路自然環境事務所
 ウトロ自然保護官事務所
北海道自然環境課斜里分室
 網走支庁環境生活課
斜里町